



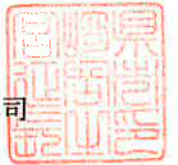
延岡市公告第 113 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 - (2) - ④及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 27 日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南方地区（地区内耕地面積：35.6ha）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

（経営体数）

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
南方	-	17	-	17

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等

農地の貸借契約は基本的に全て機構を介して行い、将来的な集積農地の集約化を目指す。また、借賃の統一や地主の合意取得等、利用権の交換に向けた条件の整備を進め、気運が高まれば地域案件として取り組む。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項

中心経営体への農地集約を進めるため、基盤整備や補助事業を活用した農業機械の大型化に取り組み、農業生産力の効率化を図ることで農業所得の向上を目指す。